

占用制限概要

1 占用制限箇所

高梁市道のうち、第1次から第3次までの緊急輸送道路

【今回占用制限の対象となる路線】（詳細は別紙位置図参照）

- ・市道廊屋小路薬師院線（高梁市下町 78 番 1 地先 から 高梁市松原通 2136 番 1 地先まで）
（※ 国道 180 号から市役所北交差点まで）
- ・市道高梁駅柿木町線（高梁市旭町 1225 番 7 地先から 高梁市松原通 2136 番 1 地先まで）
（※ 高梁駅前から市役所北交差点まで）

2 占用制限の対象とする物件

電気事業者、電気通信事業者、ケーブルテレビ事業者等が新たに道路上に設置する電柱

3 既設電柱の取り扱い

制限の期日前に占用許可をした電柱及び既設電柱の更新・移設については、当面の間、占用を許可する。ただし、当該電柱の更新・移設の際には道路区域外への建柱を検討すること。

4 新設電柱の取り扱いについて

占用制限の対象となり、建柱できない。ただし、次に該当する場合で、直ちに道路区域外に用地の確保ができないと認められる場合は、仮設の電柱として占用を許可する。（※用地確保の交渉記録の提出の必要あり）

- ①災害又は事故が原因で、現に供給されていた電力・通信サービスが途絶えた場合
- ②宅地開発又は商業施設や工場の新規建設等が原因で、新たに電力・通信サービスが必要となった場合。（用地の所有者が新たに電力・通信サービスの供給を望む者と同一である場合を除く）

5 新設電柱の占用期間

許可日を含む年度の末日までの期間に2年間を加えた期間を上限とし、それ以上の占用期間の延長は原則許可しない。

なお、道路区域外に用地の確保ができず、占用者からの個別の申請があり真にやむを得ないと認められるときは、原則1年間、占用期間の延長を許可する。（※用地確保の交渉記録の提出の必要あり）